

第5号議案

豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月27日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

豊後大野市子ども医療費の助成対象となる子どもの年齢を拡大したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年豊後大野市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成は、なお従前の例による。